

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 25 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

サル痘に関する情報提供について

令和 4 年 7 月 23 日 23 時（日本時間）、サル痘について、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言しました。これまで我が国においては、ヒトのサル痘の発生事例は報告されていませんが、今般のヒトの感染事例については、アフリカ大陸以外の複数の国で、渡航歴のない感染者による市中感染が増加しており、我が国における輸入例等の発生に注意する必要があります。

これを踏まえ、本日、政府において、「サル痘に関する関係省庁対策会議」が開催されました。

サル痘は我が国では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成十年法律第百十四号）（以下「感染症法」という。）の 4 類感染症に指定されており、感染症法に基づく入院勧告等の措置が適用されません。

つきましては、貴部（局）においては、下記参考に記載のホームページ等で最新の情報等を適宜御確認いただくなど、当該感染症の動向に留意しつつ、感染防止対策（「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の一部改訂について」（令和 4 年 2 月 17 日付け消防庁救急企画室長事務連絡）の別添資料「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」参照）の内容を改めて御確認いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨、情報提供されますようお願いいたします。

（参考）

○サル痘に関する関係省庁対策会議（第 1 回）資料（内閣官房ウェブサイト）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/pdf/sarutoul_gijisidai.pdf

- 「サル痘に関する情報提供及び協力依頼について」（令和4年7月19日付け
最終改正厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000966241.pdf>

- 国立感染症研究所・国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）
「サル痘患者とサル痘疑い例への感染予防策」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/monkeypox-m/2595-cfeir/11196-monkeypox-01.html>

- 厚生労働省ウェブサイト：サル痘について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 岡澤補佐、石田係長、橋本事務官

TEL：03-5253-7529

FAX：03-5253-7532

E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp